

規 則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則二〇一六

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇一一）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第四条を次のように改める。

（一般任期付職員の初任給決定等の特例）

第四条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）第四章から第六章までの規定の適用については、職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）第四条第一項第五号、第八号及び第九号に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「委員会」を「埼玉県人事委員会」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。